

【振動規制法】特定工場等に関する指定地域

区域の区分	当てはめる地域
第 1 種区域	<p>都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域のうち、川内地域内において指定されている</p> <p>第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域</p> <p style="background-color: yellow;">このほか、別紙図面に実線で表示する範囲にあって、 第 2 種区域に属さない区域</p>
第 2 種区域	<p>都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域のうち、川内地域内において指定されている</p> <p>近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域</p> <p>別紙図面に赤色及び青色で表示する区域</p>

注) 都市計画法に基づく用途地域については、薩摩川内市ホームページにある地図サービスの都市計画図から確認できます。

振動規制法区域指定図
【特定工場等】

※ この図面は、用途地域の定めがない地域に指定されている
第2種区域を示したものです。

〔平成26年10月9日以前
の川内都市計画区域〕

凡 例	
第2種区域	
	

